



鳥取県公報

令和2年4月10日（金）
第9191号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|----------------------------------------------|
| ◇ 告 示 | 鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金の一部改正（200）（文化政策課）・・・2 |
| | 鳥取県外来医療計画及び鳥取県医師確保計画の策定（201）（医療政策課）・・・・・・3 |
| | 土地改良区の定款の変更の認可（3件）（202～204）（農地・水保全課）・・・・・・4 |
| | 手数料の徴収事務の委託（205）（畜産課）・・・・・・4 |
| | 土地改良区の役員の就退任（2件）（206・207）（中部総合事務所農林局）・・・・・・4 |
| ◇ 調達公告 | 随意契約の相手方の決定（税務課）・・・・・・6 |
| ◇ 正 誤 | 令和2年3月27日付鳥取県条例第19号中訂正・・・・・・6 |

告 示

鳥取県告示第200号

令和元年鳥取県告示第323号（鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金について）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第16号）第11条第2項の規定に基づき令和2年3月26日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | | |
|------------|----------------------------------------|-------------------|-----------------|--------------------------------|-------------------|-------------------|
| 1 利用料金 | | | 1 利用料金 | | | |
| (1) 略 | | | (1) 略 | | | |
| (2) 設備利用料 | | | (2) 設備利用料 | | | |
| | 区分 | 利用料 | | 区分 | 利用料 | |
| | 略 | | | 略 | | |
| 照明設備 | <u>ローア</u> ホリゾン <u>トライト</u> | 一式1回につき 1,380円 | 照明設備 | <u>ローア</u> ホリゾン <u>ライト</u> | 一式1回につき 1,380円 | |
| | LED ローアホ リゾントライト (多目的ホール) | 一式1回につき 1,380円 | | | | |
| | LED ローアホ リゾントライト (小ホール) | 一式1回につき 1,170円 | | | | |
| | 略 | | | | | |
| | 中アッパース ポットライト | 1列1回につき 1,700円 | | | 中アッパース ポットライト | 1列1回につき 1,700円 |
| | LED 中アッパ ースポットライ ト | 1列1回につき 1,700円 | | | | |
| | <u>アッパ</u> ーホリゾ <u>ントライト</u> | 略 | | <u>アッパ</u> ーホリゾ <u>ンライト</u> | 略 | |
| 略 | | | 略 | | | |
| 音響設備 器具 | 略 | | 音響設備 器具 | 略 | | |
| | 6chミキサー | 1台1回につき 1,050円 | | 6chミキサー | 1台1回につき 1,050円 | |
| | 略 | | | MD デッキ | 1台1回につき 1,050円 | |
| | CD・MDラジ カセ | 1台1回につき 1,050円 | | CD・MDラジ カセ | 1台1回につき 1,050円 | |
| | | | DAT (デジタ | 1台1回につき | | |

| | | | | | | |
|--------------|----------------------------------|-------------------|--|--------------|--------------------------------|-------------------|
| | | | | | ルオーディオテー ープデッキ) | 840円 |
| | 略 | | | | 略 | |
| 映像機器 | 略 | | | 映像機器 | 略 | |
| | BD・HDDレ コーダー | 1台1回につき 1,040円 | | | BD・HDDレ コーダー | 1台1回につき 1,040円 |
| | 略 | | | | 書画カメラ | 1台1回につき 950円 |
| | 略 | | | | 略 | |
| 略 | | | | 略 | | |
| 移動用効 果用照明 | 略 | | | 移動用効 果用照明 | 略 | |
| | スポットライト 1キロワット | 1台1回につき 310円 | | | スポットライト 1キロワット | 1台1回につき 310円 |
| | E T C ソース フォー575W | 1台1回につき 310円 | | | スポットライト 1.5キロワット | 1台1回につき 410円 |
| | LEDスポット ライト | 1台1回につき 310円 | | | E T C ソース フォー575W | 1台1回につき 310円 |
| | 略 | | | | 略 | |
| | ピンスポットラ イト (ハロゲン 1キロワット) | 1台1回につき 1,170円 | | | ピンスポットラ イト (ハロゲン 1キロワット) | 1台1回につき 1,170円 |
| | ピンスポットラ イト (LED 1 キロワット相当) | 1台1回につき 1,170円 | | | 略 | |
| | 略 | | | | 略 | |
| 略 | | | | 略 | | |
| 備考 略 | | | | 備考 略 | | |
| (3) 略 | | | | (3) 略 | | |
| 2 略 | | | | 2 略 | | |

附 則

この告示は、令和2年4月10日から施行し、同月1日から適用する。

鳥取県告示第201号

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項の規定に基づき鳥取県外来医療計画及び鳥取県医師確保計画を次のとおり策定したので、医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)附則第5条第4項において準用する医療法第30条の4第18項の規定により告示する。

令和2年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

(「次のとおり」は省略し、鳥取県外来医療計画及び鳥取県医師確保計画を鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課、福祉保健部健康医療局医療政策課、各総合事務所地域振興局、各総合事務所福祉保健局健康支援課、東部

地域振興事務所、八頭県土整備事務所、西部総合事務所日野振興センター日野振興局及び鳥取市保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第202号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、天神野土地改良区の定款の変更を令和2年4月2日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第203号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大鴨土地改良区の定款の変更を令和2年4月6日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、中山町土地改良区の定款の変更を令和2年4月6日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第205号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家畜保健衛生所の業務に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

大山乳業農業協同組合、鳥取いなば農業協同組合

2 委託した手数料

次に掲げる家畜保健衛生所の業務に係る手数料のうち、1に掲げる農業協同組合の組合員から徴収するもの

(1) 令和2年度鳥取県告示第76号（ブルセラ病検査等の実施について）で命じた検査のうち、結核病、ヨウネ病及び牛ウイルス性下痢・粘膜病の検査に係る手数料

(2) 大山乳業農業協同組合にあっては、鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例（昭和47年鳥取県条例第9号）第3条各号に掲げる業務に係る手数料

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

鳥取県告示第206号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所

理事 筏 津 純 一 倉吉市尾原413

〃 酒 田 照 美 倉吉市鋤138-3

〃 石 川 功 倉吉市尾原107-2
〃 伊垢離 英 明 倉吉市別所350-2
〃 吉 田 讓 倉吉市別所248
〃 安 藤 武 道 倉吉市鋤261
〃 明 里 徹 倉吉市谷163
〃 長 柄 正 秋 倉吉市谷281-2
〃 隅 哲 也 倉吉市北面169
〃 松 井 弘 志 倉吉市別所284-1
〃 山 口 俊 治 倉吉市北面300
〃 徳 山 貴 美 倉吉市別所490
監 事 長 柄 和 徳 倉吉市谷40-2
〃 三 好 義 則 倉吉市別所495
令和2年3月27日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 筏 津 純 一 倉吉市尾原413
〃 酒 田 照 美 倉吉市鋤138-3
〃 吉 田 讓 倉吉市別所248
〃 明 里 徹 倉吉市谷163
〃 長 柄 正 秋 倉吉市谷281-2
〃 隅 哲 也 倉吉市北面169
〃 松 井 弘 志 倉吉市別所284-1
〃 山 口 俊 治 倉吉市北面300
監 事 三 好 義 則 倉吉市別所495
〃 三 船 浩 司 倉吉市尾原86
令和2年3月28日就任 任期4年

鳥取県告示第207号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所

理 事 石 賀 由 光 倉吉市下大江202-3
〃 山 下 博 倉吉市東鴨41
〃 堀 一 正 倉吉市東鴨76
〃 高 橋 昭 夫 倉吉市長坂町449
〃 石 坂 和 永 倉吉市広瀬661-1
〃 舟 木 寿 行 倉吉市岩倉45
〃 宮 原 美知子 倉吉市大宮144-6
〃 山 本 暢 彦 倉吉市長坂町448-1
〃 牧 野 淳 二 倉吉市下大江213
〃 山 田 芳 信 倉吉市大宮150-1
監 事 徳 永 正 一 倉吉市岩倉816-1
〃 中 野 実 美 倉吉市広瀬665

令和2年3月28日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 石 賀 由 光 倉吉市下大江202-3
" 山 下 博 倉吉市東鴨41
" 高 橋 昭 夫 倉吉市長坂町449
" 永 田 将 樹 倉吉市広瀬574
" 徳 永 紀久生 倉吉市岩倉818
" 前 田 稔 倉吉市広瀬653-1
" 岸 田 裕 子 倉吉市長坂町539-1
" 牧 野 淳 二 倉吉市下大江213
" 山 田 芳 信 倉吉市大宮150-1
" 徳 永 正 一 倉吉市岩倉816-1
監事 堀 一 正 倉吉市東鴨76
" 蓑 原 誠 倉吉市大宮168

令和2年3月29日就任 任期4年

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 税務事務総合電算システム改修業務（令和2年度対応分） 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和2年3月25日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター 鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 45,100,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部税務課 鳥取市東町一丁目220 |

正 誤

令和2年3月27日付鳥取県公報号外第30号の鳥取県条例第19号（鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 28

行 下から5

誤 2

正 2